

かすみがうら市教育委員会 10月定例会 会議次第

日 時 令和元年10月31日(木)  
午前9時00分～  
場 所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

1 開 会

2 あ い さ つ

3 教 育 長 報 告

4 議 題

議案第25号 「令和2年度特別な支援を要する児童及び生徒の就学指導について」のかすみがうら市教育支援委員会への諮問について

議案第26号 かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について

議案第27号 (成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について)

- ・かすみがうら市ティームティーチング非常勤講師取扱規則の一部改正
- ・かすみがうら市小中学校非常勤講師取扱規則の一部改正
- ・かすみがうら市教育相談員設置規則の一部改正

協議第2号 市内学校におけるいじめ事案について

5 そ の 他

6 閉 会

## かすみがうら市教育委員会10月定例会会議録

### 1 招集期日

令和元年10月31日(木)

### 2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

### 3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	坂 本 雅 子
委 員	梶 本 梓

### 4 欠席委員 なし

### 5 委員以外の出席者

教 育 部 長	田 崎 守 一
学 校 教 育 課 長	岩 井 雄 一 郎
生 涯 学 習 課 長	仲 澤 勤
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 長	岡 野 浩 則
歴 史 博 物 館 長	齋 藤 明
霞ヶ浦中地区公民館長	佐 藤 敦
千代田中地区公民館長	小 山 久 生
下稲吉中地区公民館長	〃
図 書 館 長	雨 貝 美 智 子
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	永 田 昌 之
学 校 教 育 課 総 務 担 当 係 長	阿 部 佳 子

### 6 議 題

議案第25号 「令和2年度特別な支援を要する児童及び生徒の就学指導について」のかすみがうら市教育支援委員会への諮問について

議案第26号 かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について

議案第27号 (成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について)

・かすみがうら市ティームティーチング非常勤講師取扱規則の一部

改正

- ・かすみがうら市小中学校非常勤講師取扱規則の一部改正
- ・かすみがうら市教育相談員設置規則の一部改正

協議第 2 号 市内学校におけるいじめ事案について

会議の概要

開会 午前 9 時 00 分

事務局：起立、礼、着席。  
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長  
よろしくをお願いします。

教育長：それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議  
は成立いたします。  
これより、10月の定例教育委員会を開催いたします。  
最初に「教育長報告について」私よりご報告させていただきます。

【資料教育長動静により報告する(10月の教育長事務報告、内容省略)】

教育長：ただいまの報告について、何かご質問等ございましたらお願いします。  
  
(「質疑なし」の声あり)

教育長：特にございませんか。無いようでしたら、議事に入ります。  
ここで議事に先立ちまして、お諮りいたします。  
議案第25号は個人情報を含む事項がありますので、地方教育行政の  
組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開  
としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長：ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は非公開といたします。  
  
【議案第25号】「「令和2年度特別な支援を要する児童及び生徒の就  
学指導について」のかすみがうら市教育支援委員会へ  
の諮問について」(非公開)

教育長：これより 会議を公開といたします。  
次に、議案第26号「かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について」  
を議題といたします。  
事務局 学校教育課 の説明を求めます。

学校教育課長：議案第26号「かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について」、令和  
元年10月31日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございま  
す。かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について、かすみがうら市学  
区審議会条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙のとおり委  
嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。今回の委嘱につきまし  
ては、2年の任期が本日ももちまして切れることから、明日から2年間、  
令和3年10月31日まで委嘱をお願いするものでございます。1番か  
ら11番までの方は、条例の規定による各小中学校のPTA役員の代表  
者の方となっております。12番から17番までの方につきましては、  
条例の規定による学識経験者といたしまして、各組織や団体の代表者  
の方をお願いするものでございます。合計17名でございます。以上で  
ございます。

教育長：ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第26号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については、原案のとおり決します。

次に、議案第27号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」を議題といたします。

事務局 学校教育課 の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長 : 議案第27号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」、令和元年10月31日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、別紙のとおり改正したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

この法律でございますが、簡単に説明させていただきます。この法律は身体や判断能力が不十分な成年被後見人の方の支援をするために、資格や地位を失う各種の法律の欠格条件を削除する一括法案となっております。本市教育委員会関係の例規中において、この法律に該当するものは、26ページの中段から下に書いてあります、「かすみがうら市ティームティーチング非常勤講師取扱規則」、「かすみがうら市小中学校非常勤講師取扱規則」、「かすみがうら市教育相談員設置規則」の3つの規則となっております。これらの規則の中に、成年被後見人に関する欠格条項を削除するものでございます。30ページをお願いいたします。具体的に例を挙げて申しますと、30ページの左側に改正前の誓書がありますが、その中の「1 成年被後見人又は被保佐人」の文言を削除いたしまして、右側の新たな誓書とするものでございます。番号1番を削除いたしますので、番号を1つずつ繰り上げるものでございます。このほかの改正につきましては、同じく30ページの左側、「2 禁こ」の「こ」の字を平仮名から「鋼」と漢字にするものでございます。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 簡単に言うと、ティームティーチング非常勤講師を雇う際に、今までは身体的に無理があったり、金銭的に問題があった方は雇えなかったが、今度はその部分を外しましょうということですか。令和維新の会の方が議員になりましたが、1人の人間として、いろいろな権限がありますし、また、議員にもなることができるという、同じような意味のことですか。

学 校 教 育 課 長 : はい。そうでございます。差別的なことを無くし、健常者と同等の取扱いをしましょうという内容で、今回、その文言が誓書の中に入っていたので、それを削除するというものでございます。

委 員 : そういった方がティームティーチング非常勤講師となるための

に、その文言を削除するということですね。

学校教育課長： はい。この法律で、すべての例規から該当するものを削除するという内容でございます。

委員： 成年被後見人とは、どのような方ですか。

学校教育課長： 身体が不自由な方や自分の意思を示せないなど、判断力のない方となります。

教育長： その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長： 質疑がないようですので、議案第27号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長： ご異議なしと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり決します。

以上で本日の付議案件の審議は終了しましたが、事務局から議題1件を追加したいとの申し出があります。

本日の日程に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長： ご異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することにいたします。追加議題について、配布願います。

それでは、ここで議事に先立ちまして、お諮りいたします。

協議第2号は個人情報を含む事項がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を一部非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長： ご異議なしと認めます。よって、協議第2号は一部非公開といたします。

それでは議事に入ります。協議第2号「市内学校におけるいじめ事案について」を議題といたします。

ここで、個人情報を含む報告事項が先になりますので、これより会議を非公開といたします。

【協議第1号】「市内学校におけるいじめ事案について（個人情報を含む報告事項）」（非公開）

教育長： これより会議を公開といたします。

それでは、お諮りいたします。協議第2号については、市いじめ防止等に関する条例第16条の規定に基づく重大事態であるため、当該学校において事案に至る状況や事実確認等、第三者を含め、調査・情報収集

を行うこととしてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって協議第2号については、そのようにいたします。

以上で、本日の付議案件の審議はすべて終了いたしました。

次に事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より順次、説明をお願いいたします。

学校教育課の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

生涯学習課の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

スポーツ振興課の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

歴史博物館の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

千代田中地区公民館の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

図書館の事業報告及び計画を説明  
(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 教育委員会が所管するもので、台風被害はなかったのでしょうか。

教 育 部 長 : 10月12日から13日にかけての台風19号、さらには10月25日の大雨洪水、それらに伴いまして市の災害対策本部が設置されております。教育委員会の施設として避難所を開設してございます。台風19号におきましては、千代田地区は4か所で、千代田公民館、上佐谷小学校、新治小学校、やまゆり館、あと霞ヶ浦地区につきましては3か所で、霞ヶ浦北小学校、あじさい館、農村環境改善センターの合計7か所を避難所として開設いたしております。また、25日の大雨でございますが、開設した避難所は、千代田地区で千代田公民館の1か所、霞ヶ浦地区は農村環境改善センターの1か所で合計2か所でございます。教育委員

会所管の各施設の被害状況につきましては、この後、担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**学校教育課長**： 学校教育課関係の施設につきましては、11校の小中学校になります。12日の台風19号において被害のあった学校は2校となっております。1校目が霞ヶ浦北小学校で、野球場の横にあるスポーツ少年団が使用している物置が倒壊してございます。立ち入り禁止の処置をとりまして、後日にスポーツ少年団で撤去していただくことになりました。また、銀杏の気の枝が折れ、倒れ掛かった箇所があり、高さもありますので、当日は立ち入り禁止の処置をとりまして、後日に業者が伐採をいたしております。2校目が下稲吉東小学校です。高さ2メートルの木の倒木ということで、当日は立ち入り禁止の処置をとりまして、後日に職員の方で処分・撤去しております。また、避難所の設置につきましては、学校教育課では新治小学校と上佐谷小学校を担当いたしまして、延べ7名で対応いたしました。次に10月25日の大雨でございますが、学校関係の被害はございませんでした。学校教育課からは以上でございます。

**生涯学習課長**： 生涯学習課の状況についてご報告いたします。まず台風19号の被害におきましては、歴史博物館の周りの塀の瓦に飛来物があり、瓦が数枚割れております。それから志士庫第2公民館、西成井にあります公民館のガラスが、飛来物により1枚割れております。また、避難所となりました千代田公民館の臨時休館、併せまして、あじさい館が避難所となりましたので、その施設内の霞ヶ浦公民館、図書館を臨時休館としてございます。また、歴史博物館についても来場が危険であることから臨時休館としてございます。生涯学習課で担当した避難所は霞ヶ浦北小学校で、職員を3名配置して対応してございます。次に10月25日の大雨につきましては、千代田公民館を避難所として開設してございます。特に被害はございませんでした。以上でございます。

**スポーツ振興課長**： スポーツ振興課の所管としましては、第1常陸野公園、わかぐり運動公園、多目的運動広場、体育センターとなっております。台風19号の被害といたしましては、第1常陸野公園で敷地外の周りの山林から、約10メートル程の木が2本、フェンスを越えて敷地内に倒れてきたという状況でございます。対応といたしましては、緑地管理していただいている業者が、翌日に処分を行ってございます。10月25日の大雨につきましては、体育センターで26日に敬老式典が予定されており、前日の大雨で一部雨漏りが確認出来ましたが、特に大きな被害はございませんでした。休館につきましては、台風19号が夜の被害が見込まれたので、わかぐり運動公園体育館、海洋センター体育館、体育センターと夕方5時までの利用としまして、夜は休館という対応をとっております。以上でございます。

**教 育 長**： その他ございますか。

**委 員**： スポーツ振興課で10月6日、B&G東京運河カヌーツーリングということで、運河の清掃活動という内容ですが、こういった方が行かれたのですか。

**スポーツ振興課長**： B&G海洋センターは茨城県内に10か所ございまして、近隣ですと小美玉市や石岡市、全国では480か所ございます。その中で関東プロ



ックの組織がございまして、関東ブロックの事業の一環としまして、東京運河をカヌーに乗って網などを使用して水面の清掃活動を行うということで、今年初めて実施したものでございます。総勢約200艇が参加しまして、かすみがうら市からは、職員2名のほか、海洋クラブの会長とクラブ員2名の合計5名で参加したものでございます。

委員：今おっしゃられた方は、10月25日に中止となりましたが、千葉県鋸南町にボランティア活動へ行く予定だった方と同じですか。

スポーツ振興課長：はい。鋸南町にも海洋センターがございまして関東ブロックの一員でございまして、何かお手伝いできないかということで、ボランティア活動を予定したところでございますが、生憎の大雨で中止になったものでございます。

教 育 長：その他ございますか。

学校教育課長：お配りしております報告書でございまして、学校給食への異物混入について、霞ヶ浦北小学校スクールバスの事故について、ご報告させていただきます。まず、学校給食への異物混入についてご説明いたします。委員の皆様には、お電話で報告した内容と同じでございます。日時は10月3日、昼12時30分頃でございます。学校は下稲吉小学校で、調理業者といたしましては、-----でございます。事案の内容につきましては、6年生の女子児童に配膳いたしました鳥だんご汁の中に、約1センチ程度のホチキスの針のような金属が混入してしまったという事案でございます。児童はその鳥だんご汁を食べているときに、口の中に入った異物に気づき、口から出して担任に報告したものでございます。担任はその後、教頭先生と栄養教諭に連絡し、一旦、給食を止めまして、他の児童にも混入がないか確認した後に、給食は継続してございます。金属は汁の中に入れており、お椀の下の方にあつたので、給食を食べている後半の方で発見されたものでございます。当該児童は当日の怪我は無く、翌日も通常通り登校しております。次に、事案発生時の対応でございますが、この事案以後、下校時に学校長名で保護者宛に異物混入状況の説明の文書を配布してございます。また、マスコミにも教育委員会から情報提供いたしております。その後、学校教育課職員や教頭先生、栄養教諭、調理業者、土浦保健所を含めまして、学校立ち入り調査を当日に実施いたしました。食材の包装などホチキスが使われているようなものは無く、調理に使用しました金属製の金ザルなど、異常は見当たりませんでした。また、土浦保健所の方で鳥だんごの製造過程のチェックを行っていただいたのですが、金属片が入るような製造過程の確認はされませんでした。現在のところも原因の特定には至っていない状況でございます。今後の対応につきましては、学校給食の管理・マニュアルに則りまして、調理器具や配膳台の確認、児童の机の上などきれいにするよう徹底するほか、11月6日には学校教育課職員と調理業者を含め、調理室の立ち入り調査を実施する予定となっております。次ページは、事案の翌日の10月4日に茨城新聞に掲載されました記事でございます。給食の事案については以上でございます。

続きまして、霞ヶ浦北小学校スクールバスが追突された事故についてでございます。こちらも委員の皆様には、お電話で報告した内容と同じでございます。日時につきましては、10月10日、午後4時13分頃でございます。場所は国道354号沿いの田伏パーキング付近でございます。

す。バスに乗車していた方は、霞ヶ浦北小学校の児童4名と運転手1名でございます。バスの運行業者は—————となっております。事故の内容でございますが、スクールバスが国道354号沿いのバス停となっております田伏パーキングで児童を降車させまして、田伏パーキングから左折して土浦方面へ出たところ、後方から来た普通乗用車に追突された内容でございます。事故後直ちに教育委員会へ連絡が入りまして、霞ヶ浦北小学校の教員と学校教育課の職員で現地の確認に行っております。乗車していた児童は全員怪我が無かったので、保護者に連絡いたしましたしまして、保護者のお迎えで帰宅した状況でございます。児童につきましては翌日、元気に登校しております。スクールバスの事故車両につきましては、事故の影響で翌日の運行が出来ませんので、代替のバスで通常通りの運行をしております。今後の対応でございますが、今回の事故では怪我人も無く、大事には至りませんでした。今後もスクールバスが安全に運行できるよう、運行業者、学校、教育委員会を含め、運行業者に指導を徹底していく予定でございます。次ページは、事故当時の写真と現場の略図となっております。以上でございます。

教 育 部 長 : 補足説明がございますので、申し上げます。2件の案件につきまして、先ほど課長より情報提供ということで、委員の皆様へ報告したとございましたが、そのほかに市議会議員16名の方にもご一報入れてございますので、ご報告を申し上げます。以上です。

教 育 長 : それでは、ただいまの2件の報告・説明について、何かご質問等ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。

次回の定例教育委員会は11月26日(火)午後2時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思っておりますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : それではそのようにいたします。

以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠にありがとうございました。

事 務 局 : 起立、礼。

閉会 午前11時06分